

松阪市 第9次高齢者保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画 概要版

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の策定体制	1
3	計画の期間	1
4	高齢者人口の推移と推計	2
5	認定者数の推移と推計	2
6	計画の基本理念	3
7	地域包括ケアシステムのさらなる推進	3
8	施策体系	4
9	地域包括支援センターを中核とした取り組み	5
10	施策・事業の展開	5
	（1）《予防》健康づくりと介護予防の推進	5
	（2）《生活支援》高齢者が地域で暮らす体制づくり	6
	（3）《認知症》認知症施策の充実	6
	（4）《権利擁護》権利擁護の推進	7
	（5）《医療》在宅医療と介護の連携	7
	（6）《住まい》安心して暮らせる地域づくり	7
	（7）《介護》介護を受けながら安心してできる暮らし	8
11	成年後見制度利用促進基本計画	8
	（1）成年後見制度の利用促進に関する基本的方針	9
	（2）成年後見制度の利用促進に関する基本的施策	9
12	介護保険事業費の見込み	9
13	所得段階別保険料の設定	10

令和 3 年 3 月
松 阪 市



1 計画策定の背景と目的

松阪市では平成 30 年 3 月に、高齢者施策の基本的な方向を示す「松阪市第 8 次高齢者保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」を策定し、『高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち』に向けた取り組みを進めてきました。

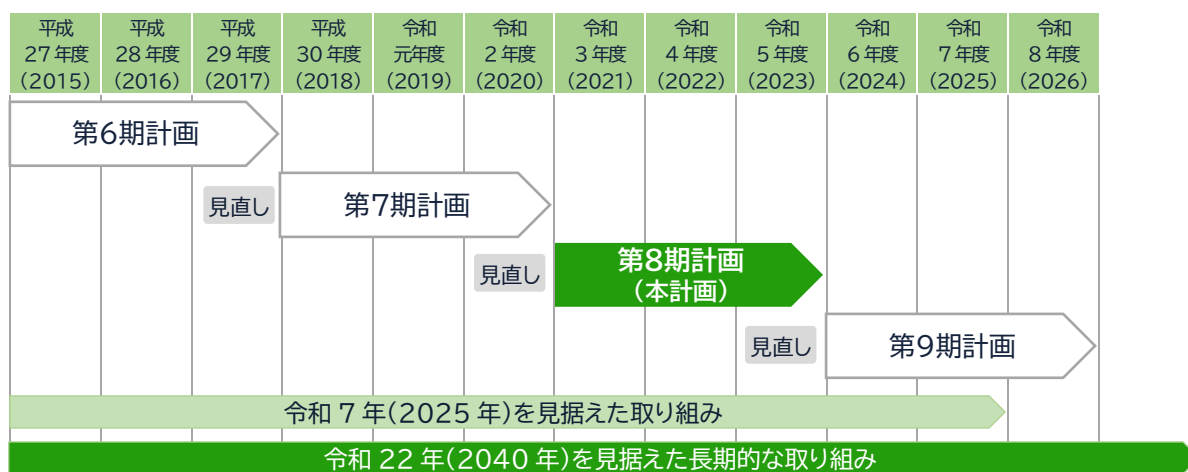
令和 2 年度には、現在の計画期間が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年(令和 7 年)を目指した地域包括ケアシステムのさらなる推進や、さらに現役世代が急減する 2040 年(令和 22 年)の介護保険料負担増大問題など双方を念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら、「地域共生社会の実現」に向けた基盤整備等、地域に根差した総合的な福祉の向上を図るため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の策定体制

学識経験者や公共的団体代表などから構成される医療・保健・福祉関係者のほか、公募による委員で構成された「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」において審議、検討を行いました。また審議、検討を行うにあたっては、アンケート調査を実施し、本計画の基礎資料とするとともに、パブリックコメントを実施し、意見を聴取しました。

3 計画の期間

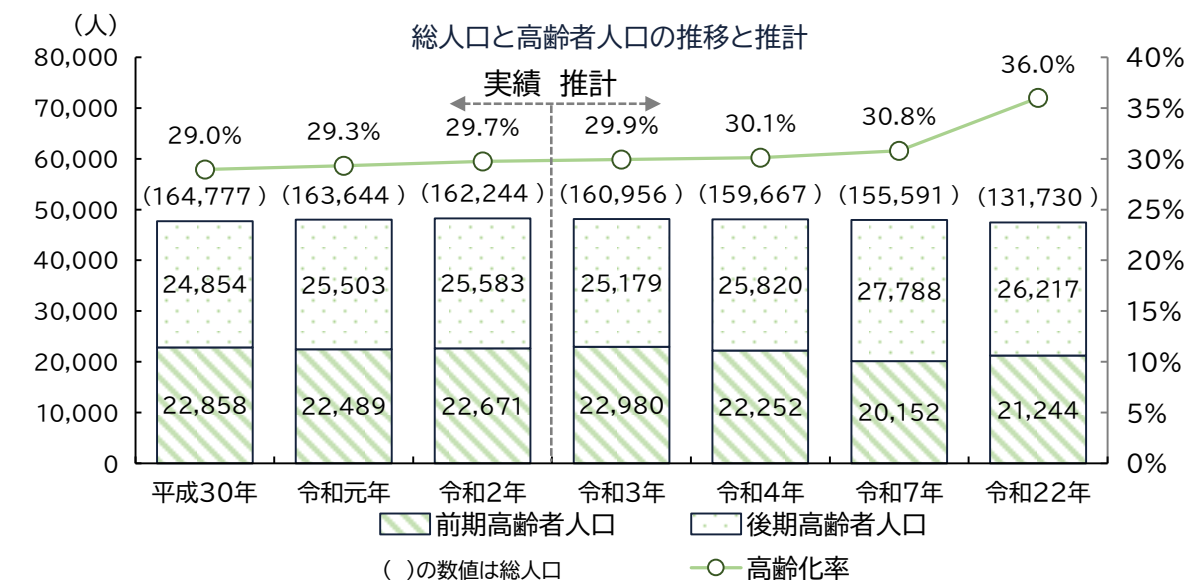
計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度とし、地域包括ケアシステムの構築の目標年次であり、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年(令和 7 年)に向け、さらには団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年(令和 22 年)を視野に入れた計画とします。



4 高齢者人口の推移と推計

松阪市の総人口は、減少傾向にあり、令和2年は162,244人となっています。一方、65歳以上人口は年々増加しており、高齢化率は29.7%となっています。

推計をみると、総人口が減少するため、2040年(令和22年)には高齢化率は36.0%へと増加するものと見込まれています。

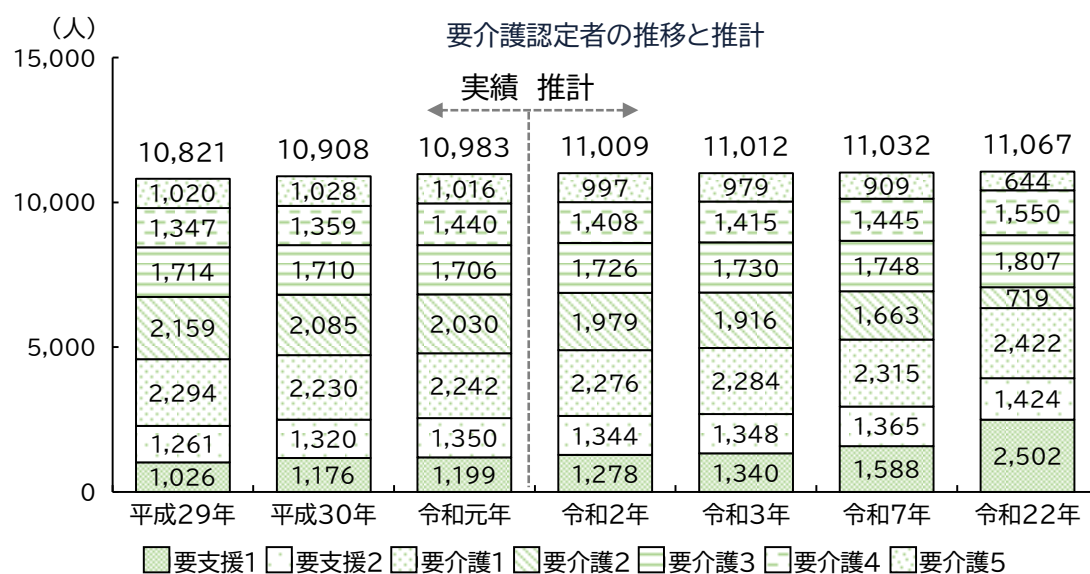


資料:いずれの年度も10月1日時点。平成22年～令和2年の住民基本台帳の数値をもとにコーホート変化率法により推計

5 認定者数の推移と推計

要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、令和2年には10,983人となっています。

要介護認定者数の推計をみると、認定者数は2040年(令和22年)の11,067人へと年々増加するものと見込まれています。



資料:平成26～令和元年度末時点の介護保険事業状況報告年報より算出した1号・2号別階級別認定率をもとに回帰式により将来認定率を推計し、当該年度末の人口を乗じて認定者数を算出している。

6 計画の基本理念

松阪市では、基本理念を「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり」、基本的な考えを「地域包括ケアシステムのさらなる推進 ～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して～」として、医療や介護、生活支援に係る多くの関係者や市民とともにその実現に向けて取り組んでいきます。

〔 基本理念 〕

高齢者がいつまでも安心して
地域で暮らし続けることができるまちづくり

〔 基本的な考え 〕

地域包括ケアシステムのさらなる推進
～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら
自分らしく活躍できるまちを目指して～

7 地域包括ケアシステムのさらなる推進

松阪市ではこれまで、多職種の協働・連携を推進するとともに、松阪市地域包括ケア推進会議を中心に、体制構築を推進してきました。引き続き多職種の協働・連携を推進するとともに、地域課題を共有し解決を図ることで、地域包括ケアの推進体制のさらなる強化に努めます。

また地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。こうした社会を目指すためには、自助・互助・共助・公助をうまく機能させる必要があり、自助・互助をはじめとする地域での支え合いの仕組みづくりを支援していきます。



8 施策体系

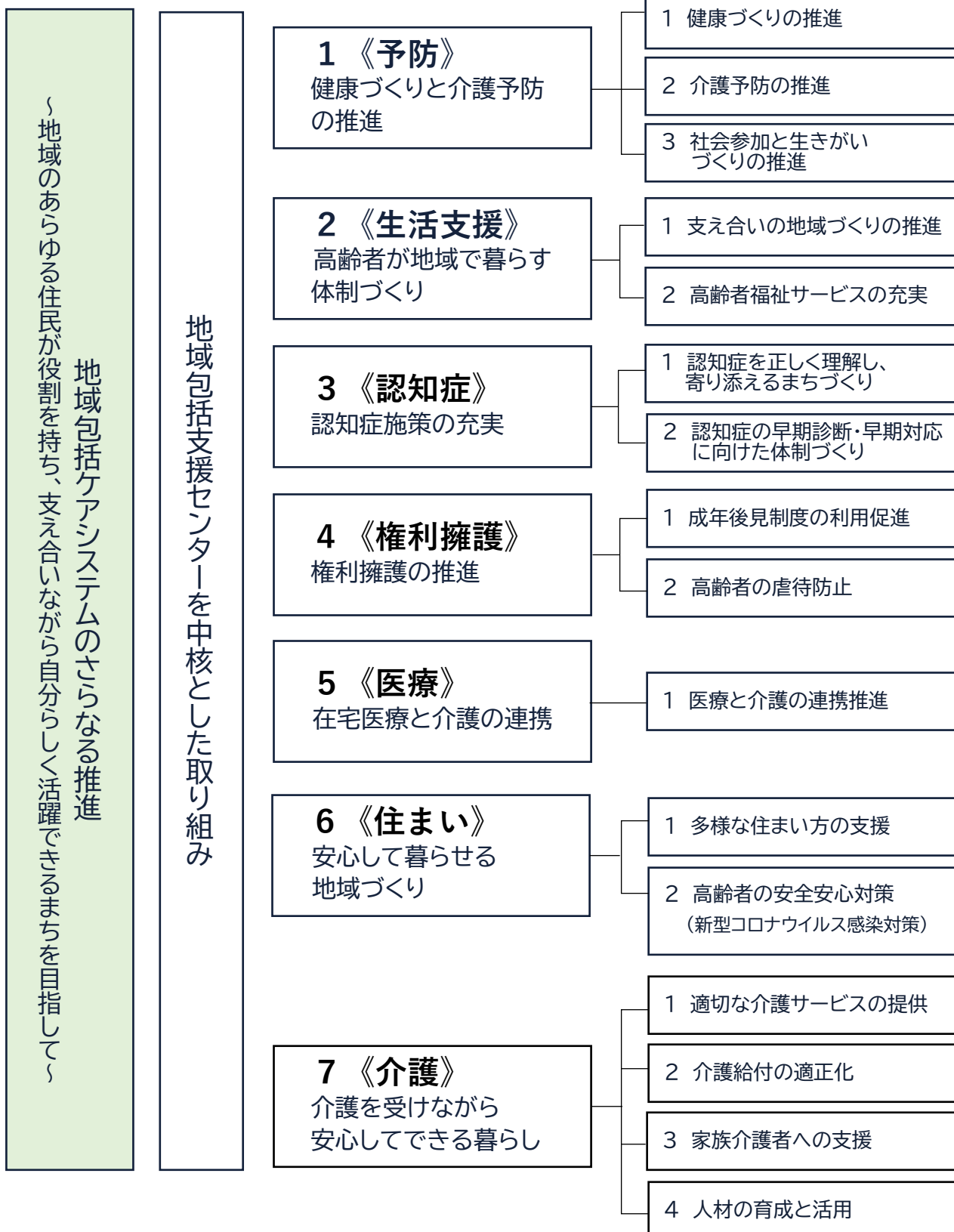
【基本理念】

高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちづくり

【基本的な考え】【横断的施策】

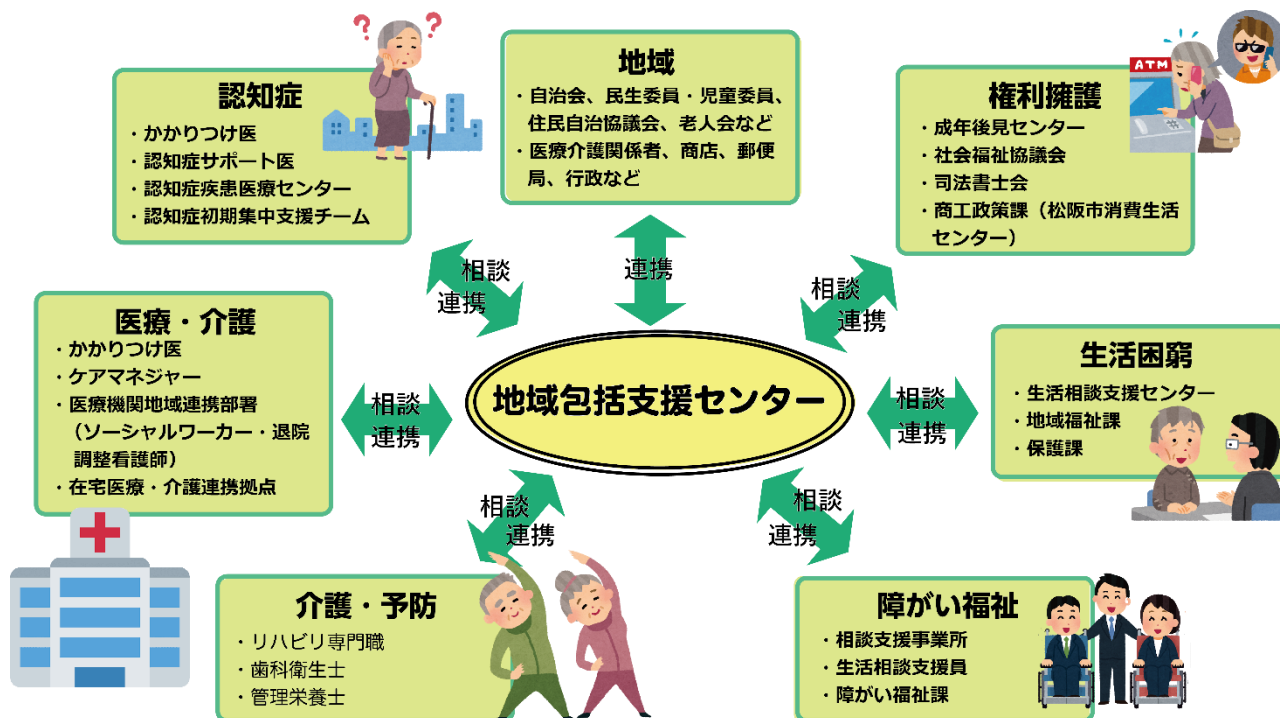
【基本的施策】

【施策・事業】



9 地域包括支援センターを中核とした取り組み

地域包括支援センターは、市内 5 か所に設置されており、身近な相談窓口や各地域の拠点として、地域包括ケアの中核的な機能を担っています。近年複雑化する相談ニーズに対応するため、関係機関との連携を深めるなど総合窓口としての機能を強化します。また、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターを配置して、アウトリーチ型支援(現場に出向く支援)を実施するとともに地域課題を把握し、関係機関と情報共有を図るなど連携を強化します。



10 施策・事業の展開

(1) « 予防 » 健康づくりと介護予防の推進

市民の主体的な健康づくりや健康なまちづくりを推進し、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、健康寿命の延伸を目指し、すべての高齢者を対象に事業周知を図り、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進していきます。なかでも、「集いの場」の運営など自主的な活動を通じた高齢者の社会参加の促進や、働く意欲のある高齢者には就労的支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染防止対策による新しい生活様式を定着させる中で、地域の介護予防活動が減退することなく活性化するための支援対策に取り組んでいきます。

◆実施施策(1) 健康づくりの推進

・生活習慣病の予防

・健康なまちづくりの推進

◆実施施策(2) 介護予防の推進

・介護予防教室

・介護予防いきいきサポーターの養成

◆実施施策(3) 社会参加と生きがいづくりの推進

・高齢者学級ほか各公民館趣味サークル
・住民主体による多様な集いの場(宅老所・サロン、自主グループ)
・介護予防いきいきサポーター及び住民主体型通所型サービス B の活動支援
・お元気応援ポイント事業

・高齢者ボランティアポイント事業(ささえさん)
・老人クラブ活動
・就労対策(シルバー人材センター)
・老人福祉センター(松寿園、飯高老人福祉センター)

(2) ≪生活支援≫ 高齢者が地域で暮らす体制づくり

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービス、家事援助などの生活支援や、相談、見守り、安否確認等、在宅生活を継続するための支援を充実するとともに、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題や住民のニーズを把握し関係機関とつなぐことで、きめ細かい支援体制を構築します。新型コロナ禍のなか、外出を控える高齢者への見守り等支えあいのために必要とされる支援を検討していきます。

また、5年、10年先にどんな自分でいたいのか、どんな地域になっていると良いのかといった目標を市民と共有しながら地域づくりの推進に努めます。

◆実施施策(1) 支え合いの地域づくりの推進

・多様な主体による生活支援
・地域における推進組織の充実
・生活支援コーディネーターの活動の周知

・住民自治協議会活動交付金
・地域連携活動サポートチームによる地域支援の推進

◆実施施策(2) 高齢者福祉サービスの充実

・訪問サービス事業
・通所サービス事業
・その他のサービス事業

・移送サービス等
・家族介護支援事業

(3) ≪認知症≫ 認知症施策の充実

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及・啓発の推進及び地域の見守り体制の強化を図ることにより、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。また、認知症予防や認知症高齢者の早期診断・早期対応などを効果的に進めるため、松阪市や地域包括支援センターが中心となり、医療機関との連携を図るとともに医療と介護の連携体制の確立に努めます。

◆実施施策(1) 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・高齢者安心見守り隊の養成
- ・認知症カフェ・サロンなど地域の取組みの充実
- ・企業との連携
- ・本人及び家族支援の充実
- ・おかえり SOS ネットワークまつさかの充実
- ・認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業

◆実施施策(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

- ・認知症ハンドブック(ケアパス)の活用の推進
- ・認知症の早期発見につながる脳の健康チェック
- ・認知症予防教室
- ・物忘れ相談会
- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症初期集中支援チームの充実
- ・医療・介護関係者の認知症対応力向上研修

4) ≪権利擁護≫ 権利擁護の推進

親族や地域のつながりが希薄になる中で、高齢者が虐待や消費者被害などにあう危険性が高まっています。高齢者が尊厳をもって生活し、権利が侵害されることがないように、見守りや相談、支援のための関係者の連携を深めるとともに、成年後見制度等の利用促進に努めます。

◆実施施策(1) 成年後見制度の利用促進

- ・権利擁護事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・松阪市版エンディングノート「もめんノート」

◆実施施策(2) 高齢者の虐待防止

- ・高齢者虐待防止対策ネットワーク
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・地域自殺対策強化事業

(5) ≪医療≫ 在宅医療と介護の連携

医療的ニーズを必要とする要介護高齢者が今後増加していく中、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるためには、関係する多職種が顔の見える関係を構築することで在宅医療と介護の切れ目のない連携を推進・強化する必要があります。多職種勉強会等により相互理解を深め、さらに ICT を活用した情報共有の仕組みの推進、住民からの相談体制の充実とともに、問題点を発見し解決する PDCA サイクルを継続することで在宅医療・介護の連携を強化します。

◆実施施策(1) 医療と介護の連携

- ・地域の医療・介護の資源の把握と共有化
- ・在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の協議
- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者の研修
- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・地域住民への普及啓発
- ・関係市町との連携

(6) ≪住まい≫ 安心して暮らせる地域づくり

自宅で生活を送ることが困難な高齢者については、多様な住まいの確保が必要です。住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、日々の必要な支援を受けながら生活を送ることができ環境の整備が進む一方、このような施設に入居することが経済的に難しい高齢者もいるため、関係部局と連携し、住まいの確保に努めます。また、災害等を想定し、高齢者や障がいのある方等に配慮した福祉避難所の整備や新型コロナウイルス感染症に対応するために最新の情報を収集し、適切な対応を取るよう準備に努めます。

◆実施施策(1) 多様な住まい方の支援

- ・養護老人ホーム
- ・高齢者生活福祉センター
- ・軽費老人ホーム

- ・住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

◆実施施策(2) 高齢者の安全安心対策

- ・住まいの安全安心の確保
- ・災害や感染症等への備えの充実

- ・救急医療情報キットの周知と啓発

(7) ≪介護≫ 介護を受けながら安心してできる暮らし

今後必要と見込まれる介護サービスのニーズに対応することができるようサービス提供体制の整備に努めるとともに、必要なサービスが適切に提供されるよう、要介護認定の適正化やケアプラン点検支援をはじめとした介護給付の適正化に取り組みます。また、介護を必要とする方だけでなく、その家族へのレスパイトケア等の支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

◆実施施策(1) 適切な介護サービスの提供

- ・居宅サービスの給付
- ・地域密着型サービスの給付

- ・施設サービスの給付
- ・介護予防・生活支援サービス事業の給付

◆実施施策(2) 介護給付の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアプラン点検支援
- ・福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化
- ・その他の介護給付の適正化

- ・介護相談員の派遣
- ・介護保険制度の周知
- ・苦情対応・解決のための体制

◆実施施策(3) 家族介護者への支援

- ・本人及び家族支援の充実(再掲)
- ・おかえり SOS ネットワークまつさかの充実(再掲)
- ・徘徊高齢者家族支援サービス事業(再掲)

- ・高齢者虐待防止対策ネットワーク(再掲)
- ・寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業(再掲)
- ・介護離職防止のための啓発活動等

◆実施施策(4) 人材の育成と活用

- ・保健福祉の人材の育成と確保
- ・民生委員・児童委員の活動との連携
- ・介護予防いきいきサポーター及び住民主体型通所型サービス B の活動支援(再掲)

- ・学校と地域との交流推進・福祉教育の充実
- ・地域における推進組織の充実(再掲)

11 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や精神障がい・知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約を行うときに不利益を被らないように支援する人(成年後見人等)を選び、法律的に支援する制度です。

国は、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を制定しました。また、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(「成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)」)を定める努力義務を規定しました。

松阪市では、本計画において成年後見制度利用促進基本計画を定めることとし、成年後見制度の利用促進を以下の通り推進していきます。

(1)成年後見制度の利用促進に関する基本的方針

(権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備)

認知症や精神障がい者、知的障がい者を取り巻く関係者が、認知症や疾患に関する理解を深め早期発見することで、適切な支援を行うとともに、住み慣れた地域で本人らしい生活を送れるよう支援を行います。

成年後見人をはじめとして、松阪市、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、松阪市社会福祉協議会等、様々な機関や専門職がネットワークを構築して本人を支援していきます。

国の基本方針を踏まえて、今後も松阪市社会福祉協議会において「松阪市成年後見センター」を運営します。

(2)成年後見制度の利用促進に関する基本的施策

(地域連携ネットワークに必要な機能の整備方針)

成年後見センターにおいて、以下の業務を推進していきます。

【周知・啓発活動】

成年後見制度については、これから需要が増えていくことが予想されるため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等と連携し市民や関係機関等への研修会等を実施し、制度の周知・啓発活動を行っていきます。

【相談業務】

成年後見制度の利用を考えている市民が気軽に相談できる窓口として、また高齢者の日常の支援に関わる地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関等の相談業務を行っていきます。

【成年後見制度利用支援業務】

成年後見申立を行いたい人に申立書類に関する説明を行うなど、制度の利用を支援していきます。

12 介護保険事業費の見込み

令和3年度から令和5年度までの標準給付費と地域支援事業費の見込みを以下のように算定しました。

単位：(千円)

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険事業費	18,164,018	18,387,281	18,745,449
標準給付費見込額	17,450,699	17,672,504	18,029,207
地域支援事業費見込額	713,319	714,777	716,242

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

13 所得段階別保険料の設定

令和 3 年度から令和 5 年度までの所得段階は、現行の 14 段階は維持しつつ、所得分布の全体バランスから境界となる所得要件を一部変更しました。

表 第 8 期介護保険事業計画期間(令和 3 年度～令和 5 年度)の所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	割 合	年額保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.45	36,342 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.5	40,380 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.6	48,456 円
第 4 段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.85	68,646 円
第 5 段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	80,760 円 (月額 6,730 円)
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円未満の方	基準額 × 1.25	100,950 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	基準額 × 1.3	104,988 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.45	117,102 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.85	149,406 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × 1.95	157,482 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × 2.2	177,672 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 × 2.4	193,824 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,300 万円未満の方	基準額 × 2.6	209,976 円
第 14 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,300 万円以上の方	基準額 × 2.8	226,128 円

※国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って、令和 2 年度の完全実施後の軽減された保険料割合により、第 1 段階は 0.45 から 0.25 とし 16,152 円を、第 2 段階は 0.5 から 0.4 とし 8,076 円を、第 3 段階は 0.6 から 0.55 に 4,038 円をそれぞれ軽減します。

● 松阪市第 9 次高齢者保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画 概要版

令和 3 年 3 月
発行: 松阪市健康福祉部介護保険課
〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
電 話: 0598-53-4058
F A X: 0598-26-4035

